

○別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会 公印規程

(昭和48年8月9日)
議会規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会における公印の管守、使用、その他公印の取扱いに必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類及び保管者)

第2条 公印の種類、寸法、形式、用途及び保管者は、別表のとおりとする。

(準用)

第3条 公印の取扱い等については、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公印規則(昭和48年規則第4号)を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表

名 称	書 体	形式 (別掲)	寸 法	使 途	個数	保管者
別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議長の印	てん書	(1)	方 24	議会議長名をもつてする公文書	1	事務局長
別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会委員長の印	てん書	(2)	方 21	議会委員長名をもつてする公文書	1	

(1)

(2)

別杵速見地域
広域市町村圏
事務組合議会
議 長 之 印

別杵速見地域
広域市町村圏
事務組合議会
委 員 長 之 印

〔別杵速見〕

一三三〇一五〇